

イギリスにおける中小企業政策の展開

——2004年のアクションプランを中心にして——

渡 辺 俊 三

はじめに

イギリスでは1997年に労働党政権が発足したが、当初は労働党の中小企業政策は何かがみえなかった。しかし2000年4月に中小企業庁（Small Business Service）が設立され、2001年1月に“Think Small First”が発表されて以来、ようやく労働党独自の中小企業政策は何かが明確になりはじめた。2005年までに、事業をスタートさせ、成長させるためには世界の中でイギリスが最適の国になることに目標をおいて、中小企業政策を展開しようというのである。そこで本稿では2000年以降から2004年までのイギリスの中小企業政策について、政策展開とその実績に焦点をあててみることにする。

1 中小企業政策ビジョンの展開

日本では中小企業政策の方向を示すためにビジョンという政策手法が採用されたことがある。中小企業政策ビジョンとして有名なものは、1980年に発表された『1980年代の中小企業のあり方と中小企業政策の方向性について』と、1990年に発表された『90年代の中小企業ビジョン』の2つである⁽¹⁾。1970年代、80年代はビジョンの最盛期であったが、90年代に入るとともに、中小企業政策からビジョンという用語は消え去ることとなる。もっとも通商産業省の事務次官であった福川伸次はその著書のなかで、産業政策の政策手段の一つとして、ビジョンの提示を挙げている⁽²⁾が、90年代以降は明確にビ

ジョンと名付けた政策文書は発表されていない。その理由は不明だが、ビジョンが「長期の構造変化に対する情報と指針」を与える政策手段であるとの、OECDの定義⁽³⁾からすると、長期不況に陥った90年代の日本経済にとって、長期的展望を示すことが不可能になったことや、通産省（現経済産業省）が規制緩和官庁に方向転換し、指導行政とならんで政府の経済への介入を示すシンボルとも言えるビジョン⁽⁴⁾という政策手段を放棄したことが考えられる。日本の場合、中小企業政策は官僚主導で展開されているため、このような現象が起きるのであろう。

他方、イギリスの場合、日本とは反対に、T.ブレアの労働党政権になってからは、中小企業政策は保守党時代以上に活発化しており、そのなかで政府の中小企業政策へのかかわりを積極化する指針が発表されてきた。実際、政府の発表する文書のなかでもビジョンという表現が用いられている。たとえば中小企業サービス（Small Business Service、以下SBSと略す）が発表する“Business Plan 2003”あるいは“Business Plan 2004”では、「事業をスタートさせ、成長させるためには世界の中でイギリスが最適の国になる」ことがわれわれのビジョンであると述べている⁽⁵⁾。またSBSのホームページにおいても、こうしたビジョンが述べられている⁽⁶⁾。その指針は、政府が発表するとはいえ日本のように官僚主導によるものではなく、政党の文書という性格が強い。その意味では中小企業政策ビジョンであると同時に、中小

企業政策綱領でもある。

そこで2000年以降のイギリスにおける中小企業政策ビジョンの推移をみることにしよう。

イギリスでは2000年4月にSBSが設立された。SBSは貿易産業省（Department of Trade and Industry）内の一つの庁として位置付けられている。2000年以降、中小企業政策は主としてSBSによって実施されることとなった。

また、政府は中小企業政策の方針を示す文書として、2001年1月に、“Think Small First”という文書を発表した⁽⁷⁾。その理念は、政府機関は中小企業のことを第1に考えて行政サービスを提供せよという点にある。“Think Small First”は、2005年までに、事業をスタートさせ、成長させるためには世界の中でイギリスが最適の国になることを目的に、起業文化と企業環境、規制、政府支援の3つの分野で、政府の果たすべき役割を述べた、中小企業ビジョンとも言うべき文書である。その後のイギリスの中小企業政策は“Think Small First”の理念のもとに展開されていくことになった。

初代SBS長官であったD. アーウィンに代わって、2002年4月に、M. W. グリフィスが第2代長官に就任した。グリフィスのもつて、SBSは中小企業政策を積極的に展開し、2002年には次ぎのような政策文書が発表された⁽⁸⁾。

2002年7月 “Look to the Future : Growth and Development”

10月 “Cross Cutting Review of Services for Small Business”

11月 “Enterprise Britain : A modern Approach to Meeting the Enterprise Challenge”

12月 “Small Business and Government : The Way Forward”

“Small Business and Government”は、“Think Small First”の発表以来政府が実施してきた中小企業政策と、2002年に政府が発表し

た中小企業政策を集大成し、中小企業の政策ビジョンを示したものといえる。文書に署名しているのは、T. ブレア首相、G. ブラウン蔵相、P. ヒューイット貿易産業相、M. W. グリフィスSBS長官である。ここからも政府を代表する文書であることがわかるが、いかせん本文は7頁の小冊子にすぎなかった。そこで1年をかけて“Small Business and Government”で提言した政策を検証した文書、“A Government Action Plan for Small Business: Making the UK the best place in the world to start and grow a business”⁽⁹⁾が、2004年1月発表された。この文書は基本的には、2002年12月の“Small Business and Government”の内容を拡充したものである。

この文書は上下2分冊に分かれており、上の分冊の表題は、“A Government Action Plan for Small Business: Making the UK the best place in the world to start and grow a business”となっており、下の分冊には上と同じ表題のほかに“The evidence base”との副題がついている。以下前者を“アクションプラン”、後者を“The evidence base”と呼ぶこととする。“The evidence base”は文字どおり中小企業政策の実証編であるのに対して、“アクションプラン”は中小企業政策の現状、公約の実現状況、将来の政策、政策評価の方法について述べている。さらに“アクションプラン”はT. ブレア首相、G. ブラウン蔵相、P. ヒューイット貿易産業相が署名しており、“The evidence base”はM. W. グリフィスSBS長官が署名している。“The evidence base”は実証的分析の書であるから、2002年9月にSBSが発表した“Small Firms : Big Business ! A review of small and Medium enterprises in the UK”⁽¹⁰⁾と併せて読めば、日本の『中小企業白書』のように、イギリスの中小企業と中小企業政策の現状を知るのに最適である。ここでは“アクションプラン”の内容をみ

ることとしよう。

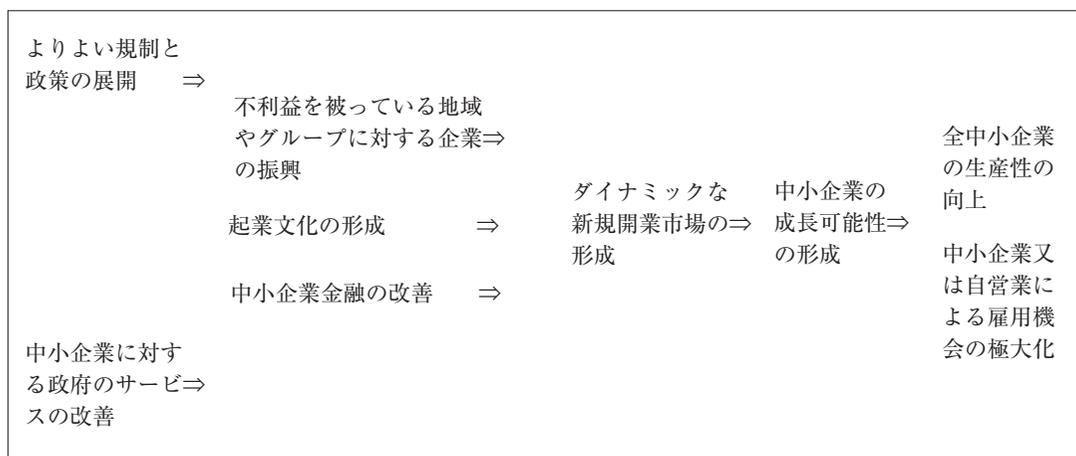
“Think Small First”のなかでは、2005年までに、事業をスタートさせ、成長させるためには世界の中でイギリスが最適の国になることを目標としていたが、“アクションプラン”においてもその目標は変わっていない。なお2005年を目標年次とするのは、2005年にイギリス下院の総選挙が予定されているからである。そのために政府のなすべきこととして、(1)起業文化の形成、(2)ダイナミックな新規開業市場の形成、(3)中小企業の成長可能性の形成、(4)中小企業金融の改善、(5)不利益を被っている地域やグループに対する企業の振興、(6)中小企業に対する政府のサービスの改善、(7)より良い規制と政策の展開の7点を挙げている。これら7つの目標は、図1のように関連付けられており、最終的に目指すところは、中小企業の生産性の増大と雇用機会の極大化である。

ところで、ここで問われるのは保守党時代の中小企業政策と、労働党の中小企業政策の違いは何かということである。保守党時代の中小企業政策でも、サッチャーの時代は失業対策としての中小企業政策が中心であり、そのため新規

開業促進政策が重視されたのに対して、メジャー時代は新規開業促進よりも、既存の中小企業の成長発展が重視されたという違いはあるにせよ、起業文化、新規開業、中小企業の成長、金融の改善、サービスの改善、より良い規制をはじめとして生産性増大も雇用拡大も、保守党時代の政策のテーマであったことは間違いない。ブレア政権による中小企業政策の唯一の独自性は、不利益を被っている地域やグループに対する企業の振興、つまり社会的公正の追求という点にある。

かつて保守党時代は自由競争の推進を軸において中小企業政策を推進したが、ブレア政権は社会的公正に軸心を移して中小企業政策を進めようとしているのである。ブレア政権は保守党の政策を180度方向転換するのではなく、保守党の成果を生かしつつも軌道修正しようとしているのである。こうしたバランス感覚が選挙において労働党に支持を与える背景となっているものと思われる。そしてこれが、古い労働党時代の第1の道や、サッチャーに代表される保守党の第2の道と区別された、新しい労働党の中小企業政策における第3の道であるというので

図1 生産性向上と雇用拡大をめざす政府の7つの戦略



Small Business Service, A Government Action Plan for Small Business, January 2004. DTI, p. 7 による。

ある。そして社会的公正の具体的内容が、マイノリティ企業、女性企業、社会的企業 (Social Enterprise) の重視であり、恵まれない地域 (Deprived Area) の支援である。なお社会的企業とは、私的利益を目的に経営される企業ではなく、社会の構成員の利益のために存在する企業であると定義されている。具体的には、労働者所有企業、信用組合、協同組合、身障者を雇用するための企業、フェアトレードのための事業、チャリティショップ等々が考えられている。

社会的公正の追求を掲げれば格差是正が政策目標になるのは当然である。たとえば“アクションプラン”のなかで政策評価をどのような基準によって測るのが述べられているが、「不利益をうけている地域と代表されないグループ」(disadvantaged communities and under-represented groups) については、進んだ地域と遅れた地域との間の開業数の格差、黒人グループとその他のグループとの間の自営業者比率の格差、男女間の自営業者比率の格差縮小があれば政策は成功であると述べている (後出、表4参照)。勿論、日本の二重構造にかんする議論のなかで示された、大企業と中小企業とのあいだにみられる付加価値生産性格差、賃金格差、資本装備率格差といったような格差とは、格差の内容が異なるが、国民のあいだに存在する格差に目を向けるという点においては、意味するところは同様である。

日本では市場のことは市場にまかせるという市場原理主義がまかりとおっているのに対して、イギリスは必ずしも市場原理主義一本槍の政策展開ではない。なにゆえ政府は中小企業政策を強化しなければならないのかという点については、政策の必然性として議論されているが、議論は市場の失敗と政府の戦略の2つに収斂されるようである。市場の失敗に対応するために政府介入が必要であるということについては誰

も否定しない。セイフティネットの議論がそれである。しかし政府の戦略については、政府の市場介入の是非として議論の分かれるところである。日本ではかつてビジョン行政の名のもとに通産省 (現経済産業省) の政策介入が頻繁に行われた。これは悪名高い通産省 (Notorious MITI) として、主としてアメリカから批判された。その後通産省は規制緩和と官庁に路線転換した。だがイギリスの現状をみると、かつての日本が再現されているような錯覚に陥る。政府の戦略の有無は、畢竟するに政策ビジョンを持つ国と持たない国の違いである。そしてブレア政権の戦略とは、国際競争力の強化と社会的公正を追求しつつ、2005年までにイギリスを、世界の中で企業を開業し、経営するのに最適な国とするということである。

2 中小企業施策とその実績

イギリスの個別具体的な中小企業施策⁽¹¹⁾を知るためには、(1)貿易産業省が発表する“Government's Expenditure Plans”, (2)SBSが発表する“Business Plan”, (3)大蔵省が発表する“Pre-Budget Report” “Budget” “Spending Review”等々を利用するのが便利である。

労働党政権になってからの“Government's Expenditure Plans”は、1998年以降、毎年発表されていたが、このレポートは2003年以降、“Departmental Report”と名前を変えた⁽¹²⁾。これらのレポートは、貿易産業省が担当する施策をすべて示しており、そのなかでSBSが担当する中小企業施策の目標とその実績、あるいは実現状況も述べるという形式になっている。中小企業施策の実績は政策評価ではないが、施策に数値目標をかかげるならば、施策の実績を示すのは最低の義務であるとの観点からおこなわれている。

またSBSは2003年5月に“Business Plan

2003”を、2004年4月に“Business Plan 2004”を公表した⁽¹³⁾。いずれもSBSの事業計画を単年度ごとにまとめたものである。これをみるとSBSは毎年どのような中小企業施策を実施しようとしているのか理解することができる。そして“Business Plan”の前提になっているのは、“Small Business and Government”と“A Government Action Plan for Small Business”のなかで展開された7つの戦略目標である。2003年の“Business Plan”は“Small Business and Government”が前提になっており、2004年の“Business Plan”は“A Government Action Plan for Small Business”が前提になっている。ただSBSの事業計画書であるから、SBS中心に記述されていて、中小企業施策の総合性にかけるきらいがある。

これとは別に1998年から労働党政権は、行政サービス協定（Public Service Agreement, 以下PSAと略す）を公表し、PSAの目標と実現を評価してきた。PSAの推移を示すと、次のとおりである。まず1998年に“Comprehen-

sive Spending Review”(CSR)を公表して、1999-2000年を目標とするPSAを公表した。2000年には“Spending Review 2000”を公表して、2001-04年を目標とするPSAを公表した。2002年には“2002 Spending Review”を公表して、2003-06年を目標とするPSAを公表した。これら3種のPSAに対応するものが、2000年以降、発表された“Government’s Expenditure Plans”と、これを引き継いだ“Departmental Report”である⁽¹⁴⁾。

さらに毎年秋に“Pre-Budget Report”が、春に“Budget”が発表され、そのなかで中小企業施策にもふれているが、これらは大蔵省（Her Majesty Treasury）の発表するレポートであるため、予算に重点を置いている⁽¹⁵⁾。

このように各レポートは一長一短であるが、中小企業施策の実績を知るという本稿の目的から判断すると、“Government’s Expenditure Plans”ないしは“Departmental Report”が便利である。そこでこのレポートに沿って中小企業施策の現状と実績をみることにしよう。

表1 2002-03年の中小企業施策と実績

(1)起業文化の形成
① Young Enterprise’s Enterprenuership Masterclass and Graduate programmes And their innovation Awards ⇒ 25万ポンド援助, 13,000名参加
② Shell LiveWIRE ⇒ 14万ポンドの資金供給, 14万3千件の問い合わせ, 3万5千のビジネスキットを配布
③ The Shell Technology Enterprise Programmes (STEP) ⇒ 60万ポンド援助, 1,200STEPプロジェクトのうち約20%に支援
(2)新規開業促進
Start-up Guide ⇒ 2003年5月にアクションプランを発表
(3)不利益を被っている地域・グループでの企業の振興
① Ethnic Minority Business Forum ⇒ フォーラムの開催, SBSに少数民族企業のためのウェブサイトを作成, SBSはBritish Bankers’ Associationと共同で資金調達に関するレポートを作成, ビジネスリンクに少数民族にかんするデータを収集
② Women entrepreneurship ⇒ イギリスはOECD諸国のなかで女性企業に対する支援策が劣っているので, 新たな戦略を作成

- ③ Phoenix Fund ⇒不利益を被っている地域とグループのために、2002-03年は3,500万ポンド、2003-04年は3,000万ポンドを支出することを決定
 - ④ City Growth Strategies (CGS) ⇒インナーシティ 100箇所の再活性化のために、フェニックスファンドを活用
 - ⑤ Bridge Fund ⇒SBSはベンチャーキャピタルファンドを開始
 - ⑥ Development Fund ⇒少数民族、女性、片親、身障者のための支援。90プロジェクト、3,000万ポンドを支援。
 - ⑦ Community Development Finance Institutions (CDFIs) ⇒40以上のCDFIに対して、2,000万ポンドを提供
 - ⑧ Community Investment Tax Relief (CITR) ⇒CITRはCDFIの資本力を強化するもの。CDFIに投資した企業に対し、5年にわたり5%の税額控除をする。2003年5月に実施。
 - ⑨ Business Volunteer Mentoring Association (BVMA) ⇒BVMAは不利益を被っている地域、グループの新規開業企業に無料のアドバイスをおこなう組織。SBSは130万ポンドを提供。
 - ⑩ Development Fund for Rural Renewal ⇒口蹄疫に汚染された地域の企業を援助するため、2001年に300万ポンドで発足。2年間で19プロジェクトが実行中。
 - ⑪ Farm Business Advice Service (FBAS) ⇒環境・食糧・農業省と共同で実施。FBASは3日間にわたる特別仕立てのアドバイスを農民に提供。
- (4)より良い規制
- ① small firm impact test ⇒中小企業に影響を与える規制の評価にかんする内閣府のガイドライン。SBSは他の政府機関がこのガイドラインに適応できるように情報収集をする。2003年4月に“The No-Nonsense Guide to Government rules and regulations for setting up in business”を発表。
 - ② Local Business Partnership Fund (LBPF) ⇒LBPの活動を支援・促進。地方の企業に全国・地方レベルの規制にかんする情報提供を実施。
 - ③ European Charter for Small Business ⇒教育訓練、より良い規制、税制・金融、振興を含むEUの中小企業に対する支援活動
 - ④ Multiannual Programme for Enterprise and Entrepreneurship ⇒EU加盟国間のベストプラクティスの交換をとおして政策の発展をはかる
- (5)政府サービスの改善
- ① Business Link Operators (BLOs) ⇒SBSの2002-03年のBLOへの補助は1億4,300万ポンド、2003-04年は1億4,400万ポンド。地域のBLOへのウェブサイトへのアクセスは月150万件。
 - ② Advertising campaign ⇒BLを促進するため2002年9月に実施。ナショナルコールセンターへの応答は61%増、登録者は2倍増。
 - ③ Procurement contracts ⇒中央政府・地方政府の調達における競争を容易にする。2003年夏までに中小企業のためにウェブ上の窓口を一本化
- (6)中小企業の成長促進
- ① skills development ⇒BLOは3,500名に技術指導を実施。BLOは10-49名の規模の企業1万社、50名以上の企業の45%を目標に技術研修を実施。

- ② Small Firms Initiative (SFI)⇒技術の評価機関である Investors in People の研修を受ける制度。2003年初めに発足。
- ③ Teaching Company Scheme (TCS)⇒ TCSは成績優秀な大学卒業者を参加させ、新しい知識を企業に移植する。2002年末までに920のプログラムが実施され、貿易産業省の予算も2003-04年には1998年の2倍になった。
- ④ Smart and Enterprise Grants⇒個人、企業の技術開発、R&D、新技術・新製品開発に活用される

(7)中小企業金融の改善

- ① The Small Business Investment Taskforce (SBIT)⇒ベンチャーキャピタル市場の最適な支援方法を含む、中小企業金融市場の活用方法にかんする助言をする
- ② Enterprise Fund⇒ベンチャーキャピタルを提供する民間企業との共同会社
- ③ Small Firms Loan Guarantee Scheme (SFLGS)⇒信用保証制度。2003年4月に制度改正。対象業種に小売業・ケータリングを含め、保証割合は75%、保証料率2%となる。
- ④ Regional Venture Capital Funds (RVCF)⇒政府は9ヶ所のRVCFに8,000万ポンドを投資。RVCFは1億8,700万ポンドまで調達予定。ファンドは2億2,800万ポンド投資可能。
- ⑤ UK High Technology Fund⇒Westport Private Equityによって運用されているファンド。ファンドに政府も一部投資。9つのベンチャーキャピタルに1億2,300万ポンドを投資。
- ⑥ Early Growth Funding⇒RVCFを補完するリスクキャピタル。新規事業を展開しようとする既存企業に対して投資。SBSは1,000の中小企業に、5,000万ポンドを投資する予定。
- ⑦ National Business Debtline⇒イングランド、ウェルズにある負債問題を抱える零細企業に対する相談事業。3ヶ年のパイロット事業として、54万ポンドがSBSと7大銀行によって積み立てられている。
- ⑧ Investment Readiness⇒成長企業の資金調達を可能にするために、SBSと私営・公共部門が協力する事業

出典 Department of Trade and Industry, Departmental Report 2003, Cm 5916, May 2003, pp. 96-103, The Stationary Office より筆者作成。

2003年の“Departmental Report”のうちから2002-03年に実施した中小企業施策の目標と実績を表1に、2004年のレポートのうちからSBSの2002-03年の目標と実績を表2に、SBSの2003-04年の目標と実績を表3に要約した。なお施策そのものについては、日本語に訳すと意味不明になる惧れがあるものもあるので、英文のまま表記している。2003年のレポート(表1)は中小企業施策の全般について、しかも施策を7つの戦略にそってまとめているので理解しやすい。それに対して2004年のレポート(表2, 表3)は、SBSに関連する施策のみを列記しているので、中小企業施策全体を知るには不

都合である。

もちろん表1に示された施策が中小企業施策のすべてではない。他の省庁に所管に属する施策で中小企業にかかわりのある施策は当然存在する。例えば雇用・教育省が所管する職業訓練制度がそうである。現在、イギリスの中小企業施策が何種類あるのかは不明である。1989年の下院監査委員会の報告以来、「複雑性と特異性のつぎはぎ」(patchwork quilt of complexity and idiosyncrasy)⁽¹⁵⁾としばしばいわれるイギリスの中小企業施策はたしかに複雑である。しかし表1に見られるような複雑さはいずれこの国でも同様である。むしろ複雑な中小企業施策を

表2 2002-03年のSBSの施策の目標と実績

1	SBSの戦略目標を発表する。⇒ Small Business and Government の発表
2	Enterprise Insight, Young Enterprise, STEP への30歳以下の参加者を10%増加させる。⇒ 2002年夏にSTEPは10%増
3	政府横断的に中小企業 impact test を実施する。⇒ 2003年1月に Small Firms Impact Test を実施
4	先進地域と後進地域の開業率格差を年間1%以下にする。⇒ 2000年と2001年のVATの開業率は1%以上縮小
5	Community Development Finance Institution を設立・発足する。⇒実施中
6	“Bidges” Community Development Venture Fund を発足する。⇒ 2002年5月に発足
7	2002年10月までに新規開業のための国家戦略を発表する。⇒ 2003年11月に省庁横断的なグループができ、2004年1月末から2月初めには戦略が公表される予定
8	Business Link Operator の浸透度・満足度を2001-02年の水準より高める。⇒ 2002-03年の浸透度・満足度は前年より向上
9	中小企業金融を改善する。 (1)2002年12月までに、残り6箇所のRegional Venture Capital Fund (RVCF) を発足させる。⇒ 6箇所のうち4箇所は発足、2箇所は2003年4月に発足 (2)2002年9月までに6つのInvestment Readiness を実施する。⇒実施中 (3)2003年3月までに200の中小企業にEarly Growth Fund を投資する。⇒契約と国の援助の難しさにより発足は遅れたが、最初のFundは2002年12月に発足
10	Investor in People の認識を高める。⇒戦略の見直しがおこなわれるまで延期する
11	30日以内の支払いをおこなう。⇒98%達成

出典 Department of Trade and Industry, Departmental Report 2004, Cm6216, April 2004, pp. 133-134, The Stationary Office.

どのような規準で類型化するのか、を考えるほうが議論は建設的になる。

中小企業施策の類型規準として、金融対策、財政・税制対策、情報提供対策、人材確保・育成・労働対策、技術振興対策、中小企業支援機関の設置等々を考えることができる。これらは政策手段を規準にしたものである。

これとは別に、中小企業政策の根拠は何かとの観点からする中小企業施策の類型化も可能である。しばしば中小企業政策の根拠としてあげられるのは市場の失敗への対応である。たとえばストーリーもなぜ中小企業政策なのかという問いに対して市場の失敗をあげている⁽¹⁷⁾。そし

て市場の失敗の理由として、(財)中小企業総合研究機構の報告書は以下の4つをあげている⁽¹⁸⁾。

(1)中小企業は相対的に不利な立場にあるため、政府の一定の支援策なしには市場の競争は効率的な資源配分に失敗するであろうという見解。

(2)情報収集上の不利。市場機会や資金調達、政府規制に関する情報収集や分析の費用は固定費であり、中小企業は相対的に不利な状況におかれるという見解。

(3)技術革新の担い手としての中小企業の役割。技術革新、新製品開発や新市場開発は不確実性が大きく、リスクが高い。大企業の場合は

表3 2003-04年のSBSの施策の目標と実績

1	2004年1月までに政府横断的に起業文化を支援する戦略を作成する。⇒実施計画に同意
2	2004年1月までに官民共催のEnterprise Showsを最低5地域で開催する。⇒2箇所の提案が認められた。2003-04年には3箇所で開催される予定。
3	2004年3月までに、中小企業の成長可能性にかんする戦略を発表する。⇒2004年1月の戦略のなかで発表
4	Smartの後継となる研究開発のための補助金を創設し、700のプロジェクトを支援する。⇒2003年12月末の支援件数は200件。Smartの支援が500件。
5	2003年4月までにEarly Growth FundingとRVCFsを含めて、中小企業金融の改善に努める。⇒3つのEarly Growth Fundingに投資。2004年2月までにさらに3つが実施。2003年12月末時点でRVCFsをとおして70の中小企業に1700万ポンドを投資。
6	Phoenix Development Fund (Building on the Best)を2003年12月までに発足する。先進地域と後進地域のVAT登録率の格差を1%以内に縮小する。⇒結果は2003年12月に公表する。格差は2000年、2001年に1%以下となる。
7	2004年3月までに、新たな貿易産業省の企業支援策をネット上で全国、地方、地域ごとに提供する。2004年4月までに、ビジネスリンクの浸透度を現在の16%から22%に引きあげ、満足度を82%から87%に引きあげる。⇒約550の国の施策がネット上で提供されている。地方、地域の施策も2004年4月までにさらに拡充される予定。浸透度は18.5%、満足度は85.4%。
8	North West, West Midlands, East Midlandsの地域開発庁(RDA)が実施している企業支援策の評価を実施する。⇒事業の第1段階のレポートは2003年12月に発表された。第2段階のレポートは2004年3月、第3段階のレポートは2004年秋に発表され、事業の成果の評価がなされる予定。
9	“No-Nonsense Guide to Government rules and regulations for setting up your business”を発表する。⇒10万部配布
10	中小企業にかんする規制環境についての文書を2003年11月の発行する。⇒2003年12月に、“Regulatory Reform Action Plan”を発表
11	2004年6月までにInvestors in Peopleの認識を広める。⇒実施済み

出典 Department of Trade and Industry, Departmental Report 2004, Cm6216, April 2004, pp. 135-136, The Stationary Office.

企業内の他の活動によってリスクを分散し、または初期コストを軽減できるが、中小企業はそうした余地が小さく、結果として社会全体として技術革新の機会を損なう懸念があるという見解。

(4)金融における規模格差の視点。中小企業は大企業と比較して資本市場における資金調達に困難であるが、新企業や中小企業に対する貸付や投資はモニタリング等のコストが大企業の場合よりも高く、これが事業リスクと相まって金

融面ないしは外部資金調達面の企業規模による格差がもたらされるという見解。

要するに資金配分の効率性、情報の非対称性、技術革新、資金調達面での市場の失敗である。これは中小企業の問題性とも置きかえることができる。そもそも中小企業政策は中小企業問題に対応するために採用されたのであるから、市場の失敗はきわめてオーソドックスな中小企業政策の根拠である。そうであるならば市場の失敗は上記の4点にとどまらず、労働力の確保・

育成、国際化への対応、環境保全等々といった、中小企業をとりまく環境変化への適応全体にみられるのである。

たしかに市場の失敗が中小企業政策を必要とするということはまぎれもない事実であるが、市場の失敗のみに中小企業政策の根拠をもとめるのは一面的である。もう一つの側面、中小企業の振興という政府の戦略も見逃すわけにはいかない。つまり市場の失敗と政府の戦略が中小企業政策を必要とするのである。日本では消極的政策と積極的政策、不利是正政策と近代化政策といわれていたものがこれである。市場の失敗は消極的政策、不利是正政策であり、中小企業の振興は積極的政策、近代化政策である。

そして市場の失敗に対応するための政策にも、中小企業の振興という政府の戦略にも、前述の金融対策、税制対策、情報提供対策、人材確保・育成対策、技術振興対策、中小企業支援機関の設置等々がそれぞれ対応すると考えられるのである。市場の失敗、中小企業の振興が中小企業政策の目的であるとする、金融、税制、情報提供、人材確保・育成、技術振興、中小企業支援機関の設置は中小企業施策の手段と考えることができる。そしてこうした中小企業政策の目的と手段のミックスのなかで、個別具体的な中小企業施策が採用されているといえるだろう。

3 政策評価について

日本では2001年1月に中央省庁の改編がおこなわれ、改革の一環として政策評価が各省庁に義務付けられるようになった。政策評価はイギリスにおいても同様になされている。イギリスの中小企業政策の評価について、われわれが知ることができるものとして3種類ある⁽¹⁹⁾。第1は、政府が議会、国民に向けて発行する報告書の形式をとったレポート、第2は、下院の貿

易産業委員会が時々実施する、政府の政策を対象にした委員会報告、第3は、アカデミズムが実施する調査・報告である。

第2、第3の評価は第3者が実施するものであるから、それなりに客観性をもっているが、第1の評価は、自己評価であるため、評価の客観性という点では疑問が生じる。また前章でみたように、政策評価というよりも、政策の実績を示す傾向が強い。あるいは政府がスポンサーになって、シンクタンクや大学の研究者・研究所に委託調査をする場合もあるが、こうした調査にはどの程度客観性が確保できているかという問題がある。第2の委員会報告のなかで、下院・貿易産業委員会がとりまとめた中小企業政策にかんする有名な報告としては、1995年から96年にかけて実施されたTECsの評価、1996年に実施されたたビジネスリンクの評価、1998年から99年にかけて実施された中小企業問題全般にかんする委員会報告がある⁽²⁰⁾。ただし議会の政策評価はすべての政策についてなされるわけではなく、主要な政策に限定されるところに限界がある。第3のアカデミズムによる政策評価は日本に比べると活発である。なおアカデミズムによる政策評価のなかには、政府がスポンサーになって調査費用を負担するものもあり、第1の政策評価とオーバーラップするものもある。

本稿では、“A government action plan for small business”の“アクションプラン”を対象とする。“アクションプラン”の特徴は、“The evidence base”で分析した中小企業と中小企業政策の現状をはじめに紹介し、次に政府は何をおこなってきたか、そして今後何をおこなおうとしているのかを述べ、最後に政策評価をどのようにおこなおうとするのかについて、前述の7つの目標ごとに分析している点にある。つまり現状分析、現在の政策、今後の政策、政策評価の基準について述べるのである。これらすべ

てを紹介することは限られた紙幅のなかでは不可能なので、政策評価基準の個所についてのみみると、表4のように要約される。

“アクションプラン”は政策評価の基準として量的に確認できる、そういう意味では客観的に評価できる指標を求めていることがわかる。ただ問題はこうした指標をどのような方法ではかり、またその方法に欠陥はないかという点である。これについては政策評価の方法論として議論されている。

政策評価の方法論上の問題点について、カランとストーレイはかれらの共同論文⁽²¹⁾のなかで次ぎのように述べている。

政策評価には量的評価と質的評価の2つの方法がある。量的評価とは、ストーレイが示した6つの段階に分ける評価方法である。その評価方法とは、(1)政策受容者の量をはかる方法、(2)政策受容者の満足度をはかる方法、(3)政策効果にかんする回答者の見解を(2)の満足度に付加する方法である。しかしこれらはプリミティブな方法である。(4)政策を受容した企業とそうでない企業の業績を比較する方法、(5)政策を受容した企業とその競合企業とを相互比較する方法、(6)適切な統計処理によって、(5)の選択の偏りを考慮に入れる方法である。これらの評価方法は(1)から(3)の方法に比べれば、合理的で政策評価では満足できる方法である。他方、質的評価とは、量的評価の裏付け根拠を獲得する手段として近年採用されている方法である。ただ質的評価は、調査対象となる企業数が少ないがゆえに、統計的検証に耐えないものとして劣った評価方法だとみなされがちである。カランとストーレイはどのような評価が質的評価に該当するのか、具体的に述べていないが、先に示した議会の委員会報告は質的評価になるであろう。

調査手法としては、既存統計の分析、書面によるアンケート調査、電話によるインタビュー調査、面接によるインタビュー調査、グループ

インタビュー調査等々があるが、いずれの調査手法を活用するにせよ、上記の量的評価、質的評価のうちどのような方法で評価をするのか明確にしなければならない、というのがカランとストーレイの主張である。

さらにかれらは、政策評価をする場合、さらに考慮しなければならない点があるという。それは(1)付加 (additionality)、(2)死荷重 (deadweight)、(3)置換 (displacement) の測定困難性というものである⁽²²⁾。この3者についてはすでにカランが別の論文⁽²³⁾のなかで指摘しており、さらに死荷重 (deadweight) と置換 (displacement) については、ストーレイが“Understanding the Small Business Sector”のなかで詳細に説明していた⁽²⁴⁾。いずれも日本語に訳すと何のこともか意味不明であるが、カランの論文とストーレイの著書に従えば、次ぎのように理解できる。

(1)付加 (additionality) とは政策の存在によって生み出される成果そのものであって、死荷重 (deadweight) と置換 (displacement) に対して相殺要因になる、とカランは説明している (p. 39)。例えば信用保証制度の存在によって、中小企業は銀行借入れをうけられ、資金繰りが安定し、倒産を免れる、その結果、企業数の減少は生じない。これが信用保証制度の付加である。(2)死荷重 (deadweight) とは、「実際に起こったことから政策がなければ起こったであろうことを除去すること」(p. 270) と、ストーレイは説明している。ストーレイが例にあげているのは、失業者への開業助成金であって、たとえ開業助成金制度がなかったとしても、新規開業する人は存在するはずだから、こうした人を除去して政策評価をおこなわなければならないとしている。(3)置換 (displacement) とは、政策の恩恵をえた企業の市場参入により、恩恵をえない企業が受ける影響のことである。ストーレイは、あらゆる市場で該当するわけではない

表4 政策評価の基準

<p>(1)「起業文化の形成」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 起業活動に従事する若い人の数の増加、 ・ 事業に従事しようとする16歳から24歳までの若い人々や25歳以上の人々の比率の増加 ・ 起業を考えたとき十分な知識・理解があると考えられる人々の比率の増加があれば政策は成功である。 <p>(2)「新規開業」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規事業の生産性の増加、 ・ 新規開業時に外部アドバイスを求める企業割合の増加、 ・ 開業の障害の除去があれば成功である。 <p>(3)「成長可能性」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成長を期待し、成長可能な企業の比率の増加、 ・ プロダクト・プロセス・イノベーションをおこなっている企業数の増加、 ・ 中小企業による外部のアドバイスへの応募の増加があれば成功である。 <p>(4)「中小企業金融の改善」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規開業および成長資金の獲得が困難であるとする中小企業数の減少、 ・ 新規開業・初期段階にある企業への株式投資の数の増加、 ・ 中小企業の資本投資の増加があれば成功である。 <p>(5)「不利益をうけている地域と代表されないグループ」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 進んだ地域と遅れた地域との間の開業数の格差、 ・ 黒人グループとその他のグループとの間の自営業者比率の格差、 ・ 自営業者比率の男女間格差の縮小があれば成功である。 <p>(6)「政府サービスの向上」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府のサービスに満足しているという中小企業者の数の増大、 ・ ビジネスリンクの浸透度と顧客満足度の向上、 ・ 企業が政府に考慮されているという点にかんする中小企業の認知度の改善があれば成功である。 <p>(7)「より良い規制と政策の展開」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制が成長の障害であると感じる中小企業の減少、 ・ 規制負担の国際比較のなかでイギリスの相対的地位の維持・改善、 ・ 法令遵守にかんする助言・支援の方法や満足度について中小企業者の認識度の向上、 ・ 中小企業に影響を与える犯罪の減少、 ・ 公共部門の契約により多くの中小企業が有効に競争するようになれば成功である。

出典 Small Business Service, “A government action plan for small firms; making the UK best place in the world to start and grow a business”, DTI, January 2004. から筆者作成。

が、「理髪業やタクシー業といった地域的に固定的であると考えられる市場においては、助成金を得た企業の参入は助成金を得ていない企業の退出を確実にもたらす」(p. 270) といって、置換の例にしている。

このようなカランとストーレイの主張を考慮にいれば、ある特定の中小企業施策が中小企業にどのような影響をあたえているのかを評価することはきわめて難しい。DTIの報告書に示された項目はいずれも、政策の実績であって、

とうてい評価と呼べるしろものではない。日本においても今後政策評価が活発におこなわれるであろう。政策評価のなかには、官庁が自己点検の一環としておこなうもの、シンクタンクがおこなうもの、アカデミズムがおこなうもの等々と多様に存在するであろうが、いずれの評価にせよ、政策評価の方法論を検討する価値があるといえよう。

むすび

本稿は2004年1月にSBSが発表した、イギリス版中小企業政策ビジョンを中心に、イギリスにおける2000年以降の中小企業政策の内容と実績について整理してきた。イギリスの中小企業政策の現状を観察することから得られる結論は、次ぎのとおりである。

第1に、はじめに紹介したOECDの報告書では、ビジョンは日本と並んでフランスにみられる特徴的な政策手段であると評価していたが、いまやこの両国のみの特許特許ではなくなっている。むしろ日本では、ビジョンの作成がおこなわれなくなったのに対して、イギリスでは、2005年までにイギリスを世界の中で創業し、事業を発展させるには最適の国にするという明確なビジョンの作成がなされている。日本とイギリスの違いがどこからくるかといえば、官僚が政策の実権を握るか、政治家が握るかの違いである。

第2に、図1に示されているように、イギリスの中小企業政策の最終目的は生産性の向上と中小企業または自営業による雇用機会の拡大にある。生産性の向上が政策目標になるのは、拡大EUの発足にみられるように、市場拡大に対応するためにはイギリス産業の競争力の強化が必要不可欠だからである。しかし生産性の向上自身は個別企業の目標であるから、政府が直接介入するわけにはいかない。政府のないうるこ

とは、生産性向上のための環境整備に限定される。そのため政策の方向性を示すビジョンがいつそう重要になるのであろう。

第3に、2001年4月、ビジネスリンクの民営化がおこなわれたことに代表的されるように、イギリスの中小企業政策は民間の活用であるといわれる⁽²⁵⁾。しかし民間の活用は国の政策支援を排除するものではないことを見落とすべきではない。表1～3の中小企業施策のいずれが民間活用で、いずれが政府の直接経営であるのか判別するのは不可能である。しかし表1に示されているように、ビジネスリンクに対する国の補助は、2002-03年は1億4,300万ポンド、03-04年は1億4,400万ポンド、1ポンド200円とすると、それぞれ286億円、288億円となる。ワンストップショップを特徴とするビジネスリンクに近い施策を日本に求めれば、中小企業支援センターになるだろう。2004年版『中小企業白書』の「平成16年度において講じようとする中小企業施策」によれば、中小企業・ベンチャー総合支援センター、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センターに対する2004年度の国の予算をあわせて270億円である(pp. 306-307)。予算額の比較だけに限定すれば、イギリスも日本もほとんど同額である。民間の活用をしても、確保する予算は日英それほどかわるものではないということである。民間の活用はあくまでもサービスの向上が目的なのである。

第4に、図1のなかで、中小企業とならんで自営業による雇用拡大をあげているのが、イギリスらしい特徴である。中小企業あるいは自営業が雇用拡大にどの程度貢献するのかは、政策評価の方法とならんで別途検討しなければならない。とはいえ自営業の役割を認識していることは評価してもよい。中小企業だけでなく自営業も射程に入れて政策を考慮しているのは、マイノリティや女性をはじめとする代表されない

人々が起業する場合は、必ずしも企業としてスタートするわけではなく、自営業としてスタートする可能性が高いからである。中小企業論にせよ、中小企業政策にせよ、自営業重視のイギリスの特徴が表われているといえよう⁽²⁶⁾。

第5に、創業促進は、イギリスでは1980年代のサッチャー時代の主要な中小企業政策であったが、現在のイギリスにおいても創業促進は否定されているわけではない。中小企業政策が多様多様になった結果、創業促進が数多くの中小企業施策の一つになるとともに、その重要性は相対的に低下したというほうが正確であろう。創業促進のために新規開業企業に直接援助することも支援の一つであるが、起業社会の形成というより広範な、その意味では間接的な創業促進策も重視されているのである。

第6に、イギリスの創業促進に中小企業政策がどれほど貢献したのかについては、議論のわかれるところである。ストーリーはイギリスにおける中小企業の復活に果たした中小企業政策の有効性に懐疑的であるが、それというのにもかたして付加、死過重、置換効果を測るか、あるいは控除するかという点について確たる方法論が確立していないからである。

注

- (1) 中小企業庁編 [1980], 中小企業庁編 [1990]
- (2) 福川仲次 [2004], p. 38
- (3) 日本経済調査協議会訳 [1984], p. 85
- (4) ビジョンとは、通産省によれば、国内経済、国際経済、産業構造などの将来動向にかんする政策情報の提供であって、市場メカニズムの限界を補完し、動態的視点から望ましい方向へ産業を誘導する手段としてもっとも基本的なものであるという。そしてビジョンの提示は、政策金融、税制措置、技術開発のような国による直接実施、行政指導と並んで産業政策のひとつに数えられている。通商産業行政研究会編著 [1983], p. 77。
- (5) SBS [2003], p. 4, SBS [2004c], p. 2
- (6) <http://www.sbs.gov.uk/organization/purpose.php>
- (7) DTI [2001]
- (8) SBS [2002a], SBS [2002c], SBS [2002d], SBS [2002e]
- (9) SBS [2004a], SBS [2004b]
- (10) SBS [2002b]
- (11) ここでは個別・具体的な中小企業政策を示す場合に中小企業施策といい、政策全般を言う場合は中小企業政策ということとする。
- (12) DTI [2003], DTI [2004]
- (13) SBS [2003], SBS [2004c]
- (14) 以上の記述はDTI [2004], p. 15による。
- (15) HM Treasury [2001], HM Treasury [2002a], HM Treasury [2003a], HM Treasury [2002b], HM Treasury [2003b], HM Treasury [2004]
- (16) カランによれば (Curran [2000], p. 36), この表現が最初に使われたのは1989年の下院監査委員会の報告 (House of Commons Audit Committee [1989]) であるという。
- (17) Storey [1994], 邦訳 p. 264.
- (18) 財中小企業総合研究機構 [1998], p. 42.
- (19) カランは政策評価として、政府がスポンサーとなって民間企業がおこなうものと、アカデミズムがおこなうものの2種類あげている (Curran [2000], p. 38) が、本稿では政策評価をもっと幅広くとらえることにした。
- (20) これらについては、渡辺俊三 [1997a] [1997b] [2002] のなかで紹介した。また貿易産業委員会の報告書ではないが、下院・大蔵委員会 (House of Commons Treasury Committee) は、2002年7月に中小企業金融にかんする報告書を発表した (House of Commons Treasury Committee [2002a] [2002b])。この報告書は、政府が同年に発表した中小企業金融にかんする報告書 (Competition Commission [2002]) をうけて発表されたものである。そういう意味では政府の政策評価と議会の政策評価が一体となったものといってもよい。
- (21) Curran and Storey [2002], pp. 171-174
- (22) Curran and Storey [2002], p. 169
- (23) Curran [2000], p. 39
- (24) Storey [1994], 邦訳 p. 270
- (25) ビジネスリンクの民間委託の経緯については、国

民生活金融公庫総合研究所 [2001] を参照。またビジネスリンクの歴史と、ハートフォードシャーにおけるビジネスリンクの民間委託への経過を示した例として、イェリ・モル [2003] を参照。

- 26 イギリスでは中小企業研究においても、中小企業政策においても、いかに自営業が重視されているかについて、詳しくは渡辺俊三 [2003], 明石芳彦 [2004], 三井逸友 [2004] を参照。

参考文献・英文

- 1 Competition Commission [2002], The supply of banking services by clearing banks to small and medium-sized enterprises, A report on the supply of banking services by clearing banks to small and medium-sized enterprises within the UK, Volume 1: summary and Conclusions, 2: Background Chapter 3-7, 3: Background, Chapter8-13, 4: Appendices, Cm5319, The Stationary Office.
- 2 Curran, James [2000], What is Small Business Policy in the UK for? Evaluation and Assessing Small Business Policies, International Small Business Journal. Vol. 18 No. 3
- 3 Curran, James and David J. Storey [2002], Small business policy in the United Kingdom: the inheritance of Small Business Service and implications for its future effectiveness, Environment and Planning, Vol. 20 No. 2.
- 4 Department of Trade and Industry (DTI) [2001], Think Small First: Supporting smaller businesses in the United Kingdom — a challenge for Government —.
- 5 Department of Trade and Industry (DTI) [2002], The Government's Expenditure Plans, 2002-03 to 2003-04, Cm 5416, The Stationary Office.
- 6 Department of Trade and Industry (DTI) [2003], Departmental Report 2003, Cm 5916, The Stationary Office.
- 7 Department of Trade and Industry (DTI) [2004], Departmental Report 2004, Cm 6216, The Stationary Office.
- 8 Her Majesty Treasury (HM Treasury) [2001], Pre-Budget Report, Building a stronger, fairer Britain in an uncertain world, Cm 5318, The Stationary Office.
- 9 Her Majesty Treasury (HM Treasury) [2002a], Pre-Budget Report, Steering a steady course: Delivering stability, enterprise and fairness in an uncertain world, Cm 5664, The Stationary Office.
- 10 Her Majesty Treasury (HM Treasury) [2003a], Pre-Budget Report, The Strength to take the long-term decisions for Britain: Seizing the opportunities of the global recovery, Cm 6042, The Stationary Office.
- 11 Her Majesty Treasury (HM Treasury) [2002b], Budget 2002, The strength to make long-term decisions: Investing in an enterprising, fair Britain, HC592, The Stationary Office.
- 12 Her Majesty Treasury (HM Treasury) [2003b], Budget 2003, Building a Britain of economic strength and social justice, HC500, The Stationary Office.
- 13 Her Majesty Treasury (HM Treasury) [2004], Budget 2004, Prudence for a purpose: A Britain of stability and strength, HC301, The Stationary Office.
- 14 House of commons Audit Commission [1989], Urban Regeneration and Economic Development: The Government Dimension, Her Majesty Stationary Office.
- 15 House of Commons, Treasury Committee, Fifth Report of Session 2000-01 [2002a], Banking, Consumers and Small Business Volume I: Report and Proceedings of the Committee, HC 818-I, The Stationary Office.
- 16 House of Commons, Treasury Committee, Fifth Report of Session 2000-01 [2002b], Banking, Consumers and Small Business Volume II: Minutes of Evidence and Appendices, HC 818-II, The Stationary Office.
- 17 Small Business Service (SBS) [2002a], Look to the Future: Growth and Development, Business Plan 2002-03.
- 18 Small Business Service (SBS) [2002b], Small Firms: Big Business: A review of small and medium-sized enterprises in the UK.

- 19 Small Business Service (SBS) [2002c], Cross Cutting Review of Services for Small Business.
 - 20 Small Business Service (SBS) [2002d], Enterprise Britain: A Modern Approach to Meeting the Enterprise Challenge.
 - 21 Small Business Service (SBS) [2002e], Small Business and Government; The way forward.
 - 22 Small Business Service (SBS) [2004a], A government action plan for small business; making the UK the best place in the world to start and grow a business.
 - 23 Small Business Service (SBS) [2004b], A government action plan for small business; making the UK the best place in the world to start and grow a business — The evidence base —.
 - 24 Small Business Service (SBS) [2003], Business Plan 2003.
 - 25 Small Business Service (SBS) [2004c], Business Plan 2004.
 - 26 Storey, David J. [1994], Understanding the Small Business Sector, Routledge. 忽那憲治・安田武彦・高橋徳行訳『アントレプレナーシップ入門』有斐閣 2004年。
- 参考文献・邦文**
- 1 明石芳彦 [2004] 英国における自営業奨励と中小企業・ベンチャー支援施策 大阪市立大学経済研究会『季刊経済研究』Vol. 26 No. 4 所収
 - 2 中小企業庁編 [1980] 中小企業の再発見—80年代中小企業ビジョン—(助)通商産業調査会
 - 3 中小企業庁編 [1990] 90年代の中小企業ビジョン—創造の母体としての中小企業—(助)通商産業調査会
 - 4 (助)中小企業総合研究機構 [1998] 先進各国の中小企業政策に係る調査研究 (助)中小企業総合研究機構
 - 5 福川伸次 [2004] 活力ある産業経済モデルへの挑戦—日本の産業政策, 回顧と展望—日経 BP 出版センター
 - 6 イェリ・モル (Mol, Joeri) [2003] 英国の中小企業支援—ハートフォードシャーのビジネスリンク—西口敏宏編著『中小企業ネットワーク—レント分析と国際比較—』有斐閣所収
 - 7 国民生活金融公庫総合研究所 [2001] 英国の中小企業政策に学ぶ—企業の可能性を引き出す競争インフラ—国民生活金融公庫『調査月報』No. 478 所収
 - 8 日本経済調査協議会訳 [1984] 積極的調整政策—先進国における産業構造調整への提言—(財)財政金融事情研究会
 - 9 通商産業行政研究会編著 [1983] 現代行政全集第14巻通商産業(1) ぎょうせい
 - 10 三井逸友 [2004] 英国における中小企業政策と自営業, 新規開業 国民生活金融公庫総合研究所『自営業再考—自ら働く場を創出する「自営業者」』中小企業リサーチセンター所収
 - 11 渡辺俊三 [1997a] 1990年代のイギリスの中小企業政策 広島修道大学商経学会『修道商学』第37巻第2号所収
 - 12 渡辺俊三 [1997b] イギリス産業の競争力強化と中小企業問題 大阪経済大学中小企業・経営研究所『中小企業季報』1997年第2号所収
 - 13 渡辺俊三 [2002] 中小企業問題をめぐるイギリス下院・貿易産業委員会報告について 名城大学経済・経営学会『名城論叢』第2巻第3号所収
 - 14 渡辺俊三 [2003] 英国の自営業者と中小企業政策 国民生活金融公庫総合研究所『調査季報』第65号所収

(本稿は2003年度名城大学長期支給研究員制度にもとづくイギリスキングストン大学中小企業研究センターにおける研究の成果の一部である。本稿を執筆するにあたってキングストン大学の Professor Robert Blackburn, Dr. John Kitching から教示をえた。記して感謝したい。なお内容に誤りがある場合は、筆者に責任があることはいうまでもない。)